

第6章

台湾

関税

高関税品目

<措置の概要>

台湾は WTO 加盟時に 100 % 譲許しており、全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 5.8 % である。非農産品については 4.7 % であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最高 60 %）、普通・小型乗用車（最高 60 %）、特殊用途自動車（最高 30 %）等の高関税品目が存在する。現在、譲許表に基づいて段階的に関税引き下げが行われており、多くの品目でその実施が完了しているが、経過期間未了の品目については更なる早期の実施が期待される。

なお、台湾では関税割当制度の下、割当外とする品目において上記の高関税を課しているが、大型自動車については 2008 年に、また小型貨物車及び普通・小型自動車は 2011 年に当該制度が撤廃され、関税率はそれぞれ 25 %、17.5 % に引き下げられる。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるとする観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

サービス貿易

電気通信分野の規制

<措置の概要>

台湾のインターネット接続市場では、日系 ISP を含め多くの ISP が事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信が Hinet のブランド名で市場シェア 80 % 超を占める ISP 事業者としてサービスを提供している。Hinet のネットワークと直接接続するために他の ISP が支払う接続料金（ピアリング料金）が高額であること、日系 ISP に対し他の台湾内国会社たる ISP と比較して不利な料金設定されていること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。また中華電信の提供する ADSL 接続に係る接続専用線の不合理な料金設定も散見されている。

これに対し、日本側より第 28 回日台貿易経済会議（2003 年）以降ピアリング料金の低廉化をはじめとする電気通信分野における台湾側の適正な競争政策を要求し、その結果、ピアリング

料金の約 60 % 大幅低下を達成している。

＜国際ルール上の問題点＞

インターネット接続市場において中華電信 (Hinet) はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定した GATS 参照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う日系 ISP に対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は参照文書 2.2 (a) 等に違反している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

＜最近の動き＞

2006 年 11 月に開催された第 31 回日台貿易経済会議においても日本側から、台湾が引き続きブロードバンドの発展における不公正な競争を是正するよう要求した。日本側はピアリング料金に関しては一定の改善が見られたとしながらも、依然として接続専用線の費用等の問題が残存しているとし、台湾当局が一層の取組を進めることを要請した。日本側の要望に対し、通信・マスメディア等の管理監督を行う国家通訊傳播委員会 (NCC) は、Hinet のネットワークと直接接続するために他の ISP が支払う接続料金 (ピアリング料金) の一部について、今年までに定価の 40 % まで引き下げを行っていたが、2006 年 9 月 1 日よりこれを更に 30 % まで引き下げると表明、実行している旨主張。その他に、市場の公平な競争を維持促進し、健全な市場競争機会を創設するべく、2006 年 11 月 23 日、第一分類の電気通信事業市場の主要なサービス提供者 (この場合 Hinet) が他の ISP に提供する際の接続専用線卸売価格が改訂され、12

月 1 日から実際に適用されている。

知的財産保護制度

台湾においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法 (発明特許、実用新案特許、意匠特許を含む。)、種苗法、集積回路配置保護法、営業秘密法、公平交易法等により、また、手続面では、刑法、刑事訴訟法、税関法、貿易法等により規定されている。台湾における知的財産保護制度は、WTO 加盟に向けて、TRIPS 協定に整合的な内容にすべく 1994 年から 2001 年にかけて、関連法案が立法院を通過し、概ね改善が行われた。

このような取組みを背景として台湾は、WTO 加盟時に、経過期間なしで TRIPS 協定を完全に遵守する旨を約束している。また、特に加盟国側が問題視してきた権利行使に関しては、1999 年 2 月に公布された公平交易法により、違反者の罰金の強化、事業停止等の実効が盛り込まれた他、裁判官等関係者の研修の実施、関係省庁によるタスクフォースによる取組、検挙につながる情報の提供者に対する報奨金制度の導入、権利行使に関するアクションプランの策定等の改善策を実施している。

今後は、模倣品・海賊版等の不正商品の流通への対処という観点から、取締りの強化など、運用面での取り組みの改善とともに、特許権・意匠権等の権利侵害を抑制するための刑事罰化の復活が期待される。

(1) 権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

台湾専利法は、TRIPS 協定への対応等を目的として、1994 年、1997 年及び 2001 年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001 年 10 月の改正で特許権侵

害が、2003年1月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。

加盟交渉が事実上終結した後に権利保護の程度を少なくする改正がなされたことは遺憾であり、刑事罰による侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。また刑事罰の廃止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ず、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。このため、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

台湾政府による様々な努力にも拘らず、国内調査結果（特許庁「2005年度模倣被害調査報告書（2006年3月）」）によれば、模倣被害有りと回答した我が国企業のうち、約24%が台湾において模倣品が製造されたと回答している。引き続き、不正商品の取締り強化に向け、特許権等の権利侵害に対する刑事罰化の復活など、一層の取組みが期待される。